三　機関実習室
四　主機及びその附属装置
五　工具及び測定器
六　レーダー実習室
七　レーダー
八　救命器具
九　信号装置
十　進水装置
十一　国際信号旗
十二　国際信号書
十三　実習場
十四　泡消火器、炭酸ガス消火器及び粉末消火器
十五　教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材

命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

三　一級小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定及び特定漁船能力限定がされていないものに限る。）を有する者であつて三月以上小型船舶操縦者として特定漁船に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

別表第九（第七十五条、第百一条関係）

小型型船舶操縦士身体検査基準表

検査項目	身体検査基準
（略）	（略）
色覚	夜間において船舶の灯火の色を識別できること。 ただし、設備等限定がなされた操縦免許を受けようとする者については、日出から日没までの間において航路標識の彩色を識別できることをもつて足りる。
（略）	（略）
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害があつても軽症で小型船舶操縦者の業務に支障をきたさないと認められること。 ただし、設備等限定がなされた操縦免許を受けようとする者については、身体機能の障害があつてもその障害の程度に応じた補助手段を講ずることにより小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の操縦に支障がないと認められることをもつて足りる。

別表第九（第七十五条、第百一条関係）

小型船舶操縦士身体検査基準表

検査項目	身体検査基準
（略）	（略）
色覚	夜間において船舶の灯火の色を識別できること。 ただし、法第二十三条の十一において準用する法第五条第六項の規定による限定がなされた操縦免許を受けようとする者については、日出から日没までの間において航路標識の彩色を識別できることをもつて足りる。
（略）	（略）
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害があつても軽症で小型船舶操縦者の業務に支障をきたさないと認められること。 ただし、法第二十三条の十一において準用する法第五条第六項の規定による限定がなされた操縦免許を受けようとする者については、身体機能の障害があつてもその障害の程度に応じた補助手段を講ずることにより小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の操縦に支障がないと認められることをもつて足りる。